口座開設時におけるマイナンバー提示のお願い

令和6年4月1日(月)より、口座開設時にお客様の同意を得て、マイナンバーの提示が必要となりました。当金庫がお客様に代わって預金利息等の税金を支払う(支払調書作成)ために、マイナンバーを利用させていただきます。既に、当金庫にマイナンバーの提出をされているお客様については、提示していただく必要はございません。

また、令和7年3月初旬には、公金受取口座登録や他金融機関口座との紐づけ、 相続時・災害時の口座照会などのためにマイナンバーの提示をお願いすること がございます。

お客様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご協力願います。



